

エストニアの運転免許証保有者に対する対応について

平成30年3月12日

株式会社マリカー

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

各お取引先様には日頃、格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

道路交通法第107条の2の規定に基づき、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上でわが国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有している国又は地域として政令で定めるもの（以下「政令国」という。）が発給した運転免許証で、日本語による翻訳文が添付されたものを所持する者については、本邦に上陸した日から起算して1年間、自動車等を運転することができることとされています。

現在、上記政令国等としてスイス連邦、スロベニア共和国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国及び台湾の7か国・地域が定められているところ、この度、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第1号）により、平成30年4月1日からエストニア共和国が政令国等に追加されることとなります。（エストニアはウイーン条約の加盟国であり、ジュネーブ条約には加盟しておりません。そのため、エストニアで発行されている国際免許証運転免許証は日本では有効ではありません。）

なお、エストニアは欧州経済領域（EEA）の加盟国のため、居住国においてエストニアの運転免許証を元に日本で有効な国際免許を発行できる国があります。（例：ルクセンブルク）

道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第1号）により、平成30年4月1日以降については、エストニアの運転免許証保有者については、日本語による翻訳文を添付することで日本国内において運転が可能になりますが、平成30年3月31日以前については、有効な運転免許証として見なされないため、無免許運転として扱われますのでご注意ください。